

母子父子寡婦福祉資金の 貸付制度



1 対象者

- (1) 配偶者のない方で現に20歳未満の児童を扶養している方
- (2) 父母のない児童及び配偶者のない方が扶養している児童
- (3) 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子

2 貸付の手続き

- お住まいの市町村窓口(鹿児島市を除く。)に申請書を提出してください。申請には、住民票、戸籍謄本及び印鑑証明等が必要となります。
- 県地域振興局地域保健福祉課及び県支庁地域保健福祉課等が申請書類をもとに審査を行います。(原則として面接を行います。)審査の結果、貸付を行うことができない場合もあります。
- なお、相談から申請までに必要書類の準備等で時間を要することがあり、また、申請から貸付の可否決定までにも時間を要しますので、お早めにご相談ください。

鹿児島県子ども福祉課

3 貸付金の種類等

種類	対象経費	利率 ※は保証人無しの場合1.0%
事業開始	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入経費	無利子※
事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金に充てる経費	無利子※
修学	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要経費	無利子
技能習得	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	無利子※
修業	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な経費	無利子
就職支度	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入するのに必要な経費	無利子※
医療介護	医療を受けるために必要な経費、介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要な経費	無利子※
生活	知識技能を習得している期間又は医療介護を受けている期間の生活を安定・維持するために必要な経費、母子(父子)家庭となって7年を経過するまでの期間中の生活を安定させるために必要な経費、失業期間中における生活の生活資金の安定と再就職活動の促進を図るために必要な経費	無利子※
住宅	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するために必要な経費	無利子※
転宅	住居を移転するために住宅の貸借に際し、必要な経費(敷金、前家賃等の一時金)	無利子※
就学支度	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校への入学若しくは知識技能を習得させる施設(修業施設)への入所に際し必要な経費	無利子
結婚	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦が扶養している子の婚姻に際し、必要な経費	無利子※

4 問合せ先

名称	課(係)名	住所	電話
県庁子ども福祉課	家庭福祉係	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2766
鹿児島地域振興局	地域保健福祉課	日置市伊集院町下谷口1960-1	099-272-6301
南薩地域振興局	地域保健福祉課	南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-8001
北薩地域振興局	地域保健福祉課	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3166
始良・伊佐地域振興局	地域保健福祉課	霧島市隼人町松永3320-16	0995-44-7965
大隅地域振興局	地域保健福祉課	鹿屋市打馬二丁目16-6	0994-52-2123
熊毛支庁	地域保健福祉課	西之表市西之表7590	0997-22-1138
// 屋久島事務所	保健福祉係	熊毛郡屋久島町安房650	0997-46-2024
大島支庁	地域保健福祉課	奄美市名瀬永田町17-3	0997-57-7243
// 瀬戸内事務所	福祉課	大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	0997-72-0186
// 喜界事務所	福祉係	大島郡喜界町赤連2901-14	0997-65-0114
// 徳之島事務所	福祉課	大島郡徳之島町亀津7216	0997-82-0233
// 沖永良部事務所	福祉係	大島郡和泊町手々知名134-1	0997-92-0121

《 県が実施しているひとり親家庭支援 》

施策の内容	事業名	事業概要	担当部署・連絡先
教育支援	奨学給付金事業	私立高等学校に通う生徒の授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給します。	県庁学事法制課 私立学校係 TEL 099-286-2146
	奨学のための給付金事業	全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、国公立の高等学校等に通う生徒の授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対し、奨学のための給付金を支給します。	県教育庁高校教育課 企画助成係 TEL 099-286-5288
	要保護、準要保護児童生徒援助費	小・中学校に在籍する児童生徒が、経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費など、就学に必要な経費を援助します。	県教育庁義務教育課 学事助成係 TEL 099-286-5285
	高校生への奨学金の貸与	学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金の貸与を行います。	
	大学等入学時奨学金の貸与及び給付	大学等進学に係る経済的負担の軽減を図るとともに、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、大学等の入学時に必要な費用相当額の奨学金を貸与または給付します。	県教育庁総務福利課 厚生係 TEL 099-286-5214
	大学等在学時奨学金の返還支援	独立行政法人日本学生支援機構等から奨学金を借り受けた方が、鹿児島県内に居住及び就業し、一定の要件を満たした場合に、借り受けた奨学金の返還を支援します。	
	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の不登校やいじめなど問題行動等の未然防止を図るため、高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして、全ての教育事務所及び鹿児島市へ配置します。	
	スクールソーシャルワーカー活用事業	市町村教育委員会等に社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉等の関係機関との連携を図るとともに、児童生徒の問題行動の背景にある環境への働きかけを行うことにより問題解決を図ります。	県教育庁義務教育課 企画生徒指導係 TEL 099-286-5298
	人権教育推進事業	子どもたちの就労や進路、学力に係る現状や課題を踏まえ、全ての子どもたちが自己実現を果たしていくために必要な力を育む進路保障の取組について、教職員の理解と認識を深めています。	県教育庁 人権同和教育課 TEL 099-286-5364
	生活福祉資金(教育支援資金)貸付金	経済的な理由により授業料を滞納し、学校を卒業又は進級できなくなる高校生を支援するため、低所得世帯等に属する高校生等に対し、修学するために必要な経費について貸付を行います。	
	介護福祉士修学資金等貸付事業(介護福祉士修学資金)	県内の介護人材の育成・確保・定着を図るため、介護福祉士の資格を目指す学生に対する修学資金の貸付を行います。	県庁社会福祉課 地域福祉係 TEL 099-286-2824
	生活支援	生活困窮者自立支援事業(一部)	生活困窮者世帯等の子どもに対して、学習支援や居場所の提供、進路相談、高校中退防止のための支援を行うほか、親に対する養育支援を実施します。
生活困窮者自立支援事業(一部)		自立相談支援機関において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施します。	県庁社会福祉課 生活保護・自立支援班 TEL 099-286-2826
県営住宅入居における当選倍率優遇方式の実施		母子世帯や父子世帯に対する当選倍率優遇方式を実施します。	県庁建築課住宅政策室 住宅管理係 TEL 099-286-3735
生活保護費の支給		生活に困窮する方の困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。	県庁社会福祉課 生活保護・自立支援班 TEL 099-286-2826
ひとり親家庭等日常生活支援事業		母子家庭の母等が修学等の自立促進に必要な事由等により一時的に、又は未就学児を持つ場合、就労により定期的に支援等が必要な際に、家庭生活支援員を派遣します。	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業に寄与するため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親又は子に対し、受講費用の一部を支給します。	県庁子ども福祉課 家庭福祉係 TEL 099-286-2766	

《 県が実施しているひとり親家庭支援 》

施策の内容	事業名	事業概要	担当部署・連絡先
生活支援	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 (平成28年10月から申請受付予定)	児童養護施設等を退所し、就職又は大学等へ進学する者に対し、家賃や生活費、資格取得費を貸し付け、安定した生活の基盤を築けるよう、円滑な自立を支援します。	県庁子ども福祉課 施設福祉係 TEL 099-286-2771
	児童虐待防止対策事業	子育て及び児童全般に係る問題について、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査、判定、措置等を行うとともに、市町村又は関係機関との情報共有及び相互援助を行います。	県庁子ども福祉課 児童福祉係 TEL 099-286-2763
	家庭児童相談室設置事業	家庭における児童の適正な養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を地域振興局等に設置し、社会福祉主事及び家庭相談員が各種相談に応じます。	
	母子対策事業	各市町村の母子会の育成に当たっている県母子寡婦福祉連合会において、母子家庭の母と子のふれあいの場を持つとともに、会員相互の連携を深めるための研修会を実施します。	県庁子ども福祉課 家庭福祉係 TEL 099-286-2766
	母子・寡婦・父子対策事業	各市町村の母子会の育成に当たっている県母子寡婦福祉連合会において、母子会の連携や活性化を図るため、母子寡婦父子合同運動会を開催するとともに、地区別に母子寡婦研修会を開催します。	
	母子・父子自立支援員等設置費	ひとり親家庭等を対象に、職業能力の向上、求職活動等就業についての相談指導等のほか、自立に必要な支援を行います。	
保護者に対する就労支援	若年就職サポートセンター管理運営事業	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーや職業相談・職業紹介などの実施により、雇用環境の改善を図ります。	県庁雇用労政課 雇用促進係 TEL 099-286-3026
	雇用セーフティネット対策事業	民間教育訓練機関等を効果的に活用し、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準備講習を5日間実施した後に、3か月の職業訓練を実施します。	県庁雇用労政課 公共訓練係 TEL 099-286-3013
	生活困窮者自立支援事業 (一部)	生活困窮者に対して、一般就労に向けた個別支援を行うほか、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るため支援を実施します。	県庁社会福祉課 生活保護・自立支援班 TEL 099-286-2826
	ひとり親家庭等自立・支援センター事業	母子家庭の母等の個々の家庭状況、就業経験等に応じ、ハローワークと連携して、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制を整備します。	県庁子ども福祉課 家庭福祉係 TEL 099-286-2766
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	母子家庭等の母等の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給するほか、看護師等の資格取得のため、養成機関で1年以上修学する場合、資格習得期間における生活費の一部を支給します。	
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (平成28年10月から申請受付予定)	上記事業を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けることにより、資格取得と自立の促進を図ります。(貸付金の償還が免除される場合があります。)	
経済的支援	県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施します。	県庁建築課住宅政策室 住宅管理係 TEL 099-286-3735
	ひとり親家庭医療費助成事業	母子(父子)家庭の母(父)及び児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令に規定する程度の障害の状況にある者)並びに父母のいない児童の医療費を助成します。	県庁子ども福祉課 家庭福祉係 TEL 099-286-2766
	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同一にしていない(若しくはそれに準ずる)児童が育成される家庭の生活の安定と、児童福祉の増進を図るため、手当を支給します。	

鹿児島県子ども福祉課 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(行政庁舎4階)
電話：099-286-2763 ファックス：099-286-5560 メールアドレス：jidou@pref.kagoshima.lg.jp

子供の未来応援国民運動ホームページが開設されています

